



2019年10月

居住者の皆様へ

## Asahi Monthly Report



～共用部分、専有部分について～



マンションは専有部分と共用部分に分かれています。

通常コンクリートで区画された住戸の内側を専有部分と言い、専有部分以外は共用部分になります。

専有部分はオーナー様の所有物になりますので、部屋の扉やクロスの変更など、インテリアを変更する事ができますが、壁や床、天井を形作っているコンクリート部分そのものは共用部分になります。

共用部分は建物の躯体、エントランスや、エレベーター・廊下・階段・ゴミ置場・自転車置場・集会室・パイプスペース等、その他に住戸のベランダやバルコニー、専用庭（共用部でも特定の居住者が専用にする「専用使用部」で、その維持・管理は区分所有者本人が行います）などがあります。区分所有者全員の財産として大切に扱いましょう。

廊下は共用部分です。



物を置かないようにしましょう。

窓やサッシ、玄関ドア・ポーチも共用部分の「専用使用部」となっている事が一般的ですが、各マンションの管理規約や管理組合での取り決めによって異なりますのでご注意ください。